産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 5日

富山市長 藤井裕久 様

提出者

住所 富山県富山市海岸通3番地

氏名 デュポン・エムシーシー株式会社

工場長 広本 浩一

電話番号 076-437-1532

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	C	カ	名	称	デュポン・エムシーシー株式会社富山工場
事	業	場	の	所	在	地	富山県富山市海岸通3番地
計		画		期		間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該	事業	場に	おレ	ヽてき	見に行	Ţつ`	ている事業に関する事項
	1	事	業	の	種	類	製造業 化学工業
	2	事	業	の	規	模	令和 5 年 売上高 約 6 2 億円
	3	従	茅	Ě	員	数	7 2 人
	④ 彦 の			乗物の			廃プラスチック→切断仕上げ工程→再生利用 廃プラスチック→冷却工程、切断仕上げ工程→処理業者にて再資源化 廃プラスチック→原材料調合工程→処理業者にて再資源化 廃油→原材料調合工程→処分業者にて熱回収 金属屑→原材料調合工程→再生業者にて再生利用 木屑→梱包工程→処分業者にて再資源化 汚泥→研削工程→処理業者にて脱水後再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

(第	, 2 面)			
産		る管理体制に関する事項		
	(管理体制図)			
	別紙管理体制圖	図のとおり		
産	業廃棄物の排出の抑			
		【前年度(令和5年度)等		Less
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃油
		排 出 量	2, 284 t	15 t
		(これまでに実施した取締	組)	
	①現状	製品ロス削減・ 製品ロス削減	対学制度による加速	
		・廃プラスチックの広域記	総化制度による <u>処</u> 埋	
		<u> </u>		
		産業廃棄物の種類	 	廃油
		排 出 量	2,627 t	15 t
	②計画	(今後実施する予定の取約 ・製品ロス削減	阻)	
	911	■・最品ログ前級 ■・トリムリサイクルPJ推済	進	
			ることに伴い 廃プラの発	生量も多くなることが予
		想される		
産乳	 業廃棄物の分別に関	 する事項		
		(分別している産業廃棄物	物の種類及び分別に関する	取組)
		廃プラスチック類、金属原		
	①現状	特に廃プラスチック類は、	、形状ごとに分別を実施	
		(人外 八回よりマウの文)	坐床玄奘の従転丑パハロロ っ	明 上 フ 氏・如 \
		(今俊分別する予定の産業 現状維持	業廃棄物の種類及び分別に	関する取組)
	②計画			
	Ī			

木屑		金属屑		汚泥			がれき類		その他産業廃棄物
	73 t		42 t		22	t	3	t	2 t

木屑	金属屑	汚泥	
80 t	50 t	20 t	

自印	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(令和5年度)第	 				
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック				
		自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	75 t	t			
	①現状	(これまでに実施した取給					
		原材料の処方を調整し自身	っ冉生利用できる品種を増	ヤナ			
		【目標】					
		産業廃棄物の種類					
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	80 t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取締	且)				
		さらに自ら再生利用できる	る品種を増やす				
自印) う行う産業廃棄物の	 中間処理に関する事項					
	【前年度(令和5年度)実績】						
		産業廃棄物の種類					
		自ら熱回収を行った産業 廃 棄 物 の 量	0 t	t			
		自ら中間処理により減量	0 t	t			
	①現状	した産業廃棄物の量		C			
		(これまでに実施した取給 実施していない	出 <i>)</i>				
		【目標】		<u> </u>			
		産業廃棄物の種類					
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t			
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取締	且)	•			
		実施予定なし					

(第	(4面)				
自员	っ行う産業廃棄物の	の埋立処分又は海洋投入処	処分に関する事項		
		【前年度(令和5年度)	実績】		
		産業廃棄物の種類			
	①現状	自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った産業 廃 棄 物 の 量	0	t	t
		実施していない			
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行う産業廃 乗 物 の 量	0	t	t
	②計画	(今後実施する予定の国	反組)		
		実施予定なし			
産業	業廃棄物の処理の	委託に関する事項			
		【前年度(令和5年度)	実績】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃油	
		全処理委託量	2, 209	t	15 t
		優良認定処理業者への 委託処理量	559	t	15 t
		再生利用業者への 委託処理量	1, 650	t	0 t
		認定熱回収業者への 委託処理量	43	t	13 t
	①現状	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 委託処理量		t	0 t
		いる。 ・定期的に処理業者が近	取組) 委託でる業者を選定し、 適正に処分しているか監 カル化(ゼロエミッショ	査を実施	

木屑	金属屑	汚泥	がれき類	その他(産業廃棄 物)
73 t	42 t	22 t	3 t	2 t
10 t	42 t	22 t	3 t	2 t
63 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	1 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面)

(宏	5 面)				
		【目標】			
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃油	
		全処理委託量	2627	t	15 t
		優良認定処理業者への 委託処理量	650	t	10 t
		再生利用業者への 委託処理量	1700	t	0 t
		認定熱回収業者への 委託処理量	50	t	15 t
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 委託処理量		t	0 t
		(今後実施する予定の) 廃プラ廃棄物の削減(生 トリム部分の粒リサイ:	産歩留りの向上)		
※ [事務処理欄				_

木屑		金属屑			汚泥	
80	t		50	t	20	t
0	t		50	t	20	t
80	t		0	t	0	t
0	t		0	t	0	t
0	t		0	t	0	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に係る管理体制

デュポン・MCC㈱では、レスポンシブルケアのひとつである環境保全推進のために、親会社であるデュポン株式会社の一工場として環境管理システム(ISO14001)認証取得し、その活動のひとつとして、埋立廃棄物のリサイクル化(ゼロエミッション)、廃棄物の有価物化(廃棄物発生原単位の削減)の目標を定め継続的改善を積極的に行っている。

また、もうひとつの親会社である三菱ケミカル株式会社の富山事業所とは同一敷地内にあり、富山事業所の一工場としても安全・環境活動を行っている。

	廃棄物担当	環境安全部
	環境安全部	○廃棄物処理に関する検討
		廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用・熱回収)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の権利運営を行う上で必要な事項を検討する。
		·委員長-事業所長 ·委員-関連部署工場長等
		・事務局-環境安全部
	廃棄物部会	○廃棄物処理方針の策定
役	産業廃棄物管理部門	○廃棄物処理計画の作成
		○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
		○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
割		○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
		○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
		○産業廃棄物管理票の管理
		○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置
		○監督官庁への各種報告
		○社員、関連会社に対する教育、啓発
		○その他関係する事項

